

平成23年 第12回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年 7月28日（木）午前9時08分

場 所：教育委員会室

平成23年7月28日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 第57号議案及び | 東京都立学校設置条件の一部を改正する条例の立案依頼 |
| 第58号議案 | 外1件について |
| 第59号議案 | 東京都公立学校長の任命について |
| 第60号議案 | 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について |
| 第61号議案から | 平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期 |
| 第210号議案まで | 課程）用教科書の採択について |
| 第211号議案から | 平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用 |
| 第258号議案まで | 教科書の採択について |

2 協 議 事 項

- (1) 平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について
- (2) 平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

3 報 告 事 項

- (1) 都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について
- (2) 平成23年度重点支援校の追加指定について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	川淵 三郎
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	庄司 貞夫
	理事＜指導部長事務取扱＞	高野 敬三
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
（書記）	総務部教育政策課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第12回定例会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、NHKほか9社、合計10社から、個人は合計20名からの取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKほか3社、合計4社からは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、川淵委員をお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 6月21日開催の前々回第10回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第10回定例会の会議録につきましては御承認いただきました。

前回7月12日開催の第11回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第59号議案、第60号議案及び報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第57号議案及び 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼
第58号議案 外1件について

【委員長】 第57号議案及び第58号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼ほか1件について、説明を、都立学校教育部長、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 第57号及び第58号議案資料を御覧ください。都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案及び都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議するものです。

改正の内容ですが、(1)は都立学校設置条例の改正の関係で、東京都特別支援教育推進計画に基づいて設置する特別支援学校の名称と位置を定めるものです。東京都立練馬特別支援学校を練馬区高松六丁目に、東京都立府中けやきの森学園を府中市朝日町三丁目に、東京都立武蔵台学園を府中市武蔵台二丁目に設置するという内容です。

(2)は条例施行規則の改正の関係で、アは東京都立六郷工科高等学校のデュアルシステム科を定時制課程から全日制課程に変更する内容です。デュアルシステム科は、昼間の時間帯に学校教育と民間企業での長期就業訓練を行っておりますが、平成16年4月に開校した当時、法令上の制約があり、これまでは定時制課程の位置付けで運営してまいりましたが、その後、法令改正があり、制約がなくなったこと、現に全日制と同時間帯に運営していることから、今回、位置付けを全日制課程に改める内容です。

2ページのイは、(1)の東京都立学校設置条例の一部を改正する条例に基づいて設置する特別支援学校3校の障害種別、課程、学科を定めるもので、内容は表のとおりです。

都議会に付議する時期として、平成23年第3回都議会定例会を予定しております。

施行期日は条例・規則の公布の日からですが、デュアルシステム科の課程変更は平成24年4月1日から施行いたします。

概要は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

都立六郷工科高等学校は、平成24年4月からですか。

【都立学校教育部長】 平成24年4月から全日制課程に切り換える予定になっております。

【委員長】 わかりました。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については、原案のとおり御承認いただいたことにさせていただきます。

協 議

(1) 平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

(2) 平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【委員長】 協議事項（1）平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について及び協議事項（2）平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についての説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 協議資料（1）に基づきまして説明させていただきます。

平成24年度に使用する都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、協議をお願いいたします。

「1 平成23年度第3回東京都教科用図書選定審議会答申」についてですが、平成23年3月24日開催の教育委員会の決定に基づき、東京都教科用図書選定審議会に諮問した、別添資料「平成24年度使用教科書採択について」は、適切である旨の答申をいただきました。

協議資料（1）の3ページに答申文が載っております。記書き以降を読み上げます。

「諮問のあった別添資料『平成24年度使用教科書採択について』は、平成24年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部

において使用する教科書採択の資料として適切であると認められる。都教育委員会は、本資料はもとより、既に答申している『教科書調査研究資料（中学校）』、また、中高一貫教育の特色を踏まえ、各学校の特色を考慮し作成した『都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）教科書調査研究資料』及び生徒の障害の状態や特性等を考慮し作成した『都立特別支援学校（中学部）教科書調査研究資料』等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行われたい。」との答申を得たものであります。

協議資料（１）の１ページにお戻りください。「２ 文部科学省検定済教科書の採択」についてです。東京都教科用図書選定審議会から答申を受けた、別添資料「平成24年度使用教科書採択について」に基づき協議するものです。

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書について、今年度は採択替えを行う年となります。そのため、中高一貫教育の特色を踏まえ、各学校の特色を考慮し、教科書の調査研究を行いました。調査研究の結果は、お手元の「平成24～27年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）教科書調査研究資料」にまとめてあります。

この調査研究資料などから、採択に必要な項目等を選定して作成したものが、お手元の「平成24～27年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）教科書採択資料」です。

協議資料に添付した「平成24年度使用教科書採択について」を御覧ください。１ページは、「平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択について」です。別添の教科書採択資料を資料として、適正に採択を行うこととするものです。

協議資料（１）の説明は以上です。

協議資料（１）の裏面、協議資料（２）は、平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、協議をお願いするものであります。「1 平成23年度第3回東京都教科用図書選定審議会答申」については、説明済みの都立中学校等と同じです。

「２ 文部科学省検定済教科書の採択」について御説明申し上げます。小学部につ

いては、無償措置法等の規定により、平成23年度から平成26年度まで、同一の教科書を4年間採択することとなっております。別添資料「平成24年度使用教科書採択について」の5ページに記載した一覧を採択案とするものです。

中学部については、今年度は採択替えを行う年となります。そのため、都立特別支援学校中学部の生徒の状況等を考慮し、三つの障害種別に分けて教科書の調査研究を行いました。調査研究の結果は、お手元の「平成24～27年度使用都立特別支援学校（中学部）教科書調査研究資料」にまとめてあります。この教科書調査研究資料から、採択に必要な項目などを選定して作成したものが、お手元の「平成24～27年度使用都立特別支援学校（中学部）教科書採択資料」です。

「平成24年度使用教科書採択について」の3ページを御覧ください。（1）のイですが、中学部で使用する教科書については、別添資料「平成24～27年度使用 都立特別支援学校（中学部）教科書採択資料」を資料として、適正に採択を行うこととするものであります。なお、視覚障害特別支援学校においては、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習するため、点字教科書が出版される教科につきましては、点字教科書の原典となる教科書を採択するものであります。

協議資料（2）の「3 文部科学省著作教科書の採択」について御説明申し上げます。文部科学省著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて作成された教科書です。文部科学省が作成した平成24年度使用の「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」に登載されている全ての教科書を案とするものであります。「平成24年度使用教科書採択について」の7ページから12ページまでが文部科学省著作教科書の一覧です。

協議資料（2）の「4 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の採択」について御説明申し上げます。この「一般図書」とは、視覚障害がある児童・生徒が使用する点字版や拡大版の教科書あるいは児童・生徒の障害の状況によりまして検定済教科書や著作教科書の使用が適切でない場合に使用する絵本等の図書を記載しております。絵本等の一般図書に関しては、平成20年度に調査研究を行いました。特別支援学校の児童・生徒にとって適切であるとした図書について、廃版となった図書等を除き、資料にまとめて採択案とするものです。「平成24年度使用教科書採択に

ついて」を御覧ください。附則9条による教科書については、13ページから41ページに一覧が載っております。

協議事項（1）及び（2）については御説明申し上げたとおりですが、審議会の答申に関連して、都教育委員会への請願等の状況について御説明申し上げます。

お手元に配付されております別添の「請願の要旨」を御覧ください。昨日までに11件の請願が収受されております。そのうち、1ページの請願資料1を御覧ください。

「東京都教育委員会における中学校歴史教科書の採択に当たっては、教育基本法や学習指導要領が定めた各目標に対して、十分に調査し、認識した上で、適正な教科書を採択すること」などを求める請願で、2ページから8ページにかけて、その趣旨の請願が3件載っております。

また、9ページの請願資料2について御説明申し上げます。「歴史及び公民教科書の採択に当たり、育鵬社及び自由社発行の教科書を決して採択しないこと。」などを求める請願が、9ページ以降、8件提出されております。それぞれの請願の趣旨や請願者氏名等の詳細につきましては、添付された資料のとおりです。

なお、請願には、その趣旨に賛同した署名が添付されているものもありまして、今、私の手元にあるものが原本になります。また、様々な団体や個人から要請・意見等を受けておりまして、請願資料1と同様の趣旨で20件、請願資料2と同様の趣旨で12件、合計32件の要請・意見等を承っております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部用教科書の採択について、御説明をいただきました。ただいまの説明に対しまして、何か御質問等がございますか。

よろしゅうございますか。特に御質問、御意見がありませんようでしたら、議事を先に進めたいと存じます。

なお、請願に対しては、事務局において適切に対応していただくようお願いいたします。よろしく願いいたします。

ただいま御説明いただきました件について、教科用図書選定審議会の答申に基づきまして協議を進めていきたいと思っております。

まず、協議事項の（１）、平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についてであります。都立中学校等で使用する文部科学省検定済教科書に関しては、今年度は採択替えになります。採択に当たっては、無償措置法第13条第5項により、文部科学大臣から送付される教科書目録に登載された教科書のうちから行うこととなりますが、文部科学省の指導もあり、事務局があらかじめ採択すべき教科書の候補を1種又は数種に限定する、いわゆる絞り込みを行ってはいけなとされており。したがって、議案の採決方法については、東京都教育委員会会議規則第25条第1項により、種目、学校ごとに文部科学省検定済教科書の中から、各委員が採択すべきと考える教科書が無記名で投票していただきます。また、決定については多数決で決定し、過半数の票を得た教科書がない場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第3項により、委員長である私が最終的に決定することにさせていただきます。採決の結果は、事務局で集計し、最後に御確認いただきたいと思ひます。

各委員の皆様には、一定の時間の中で効果的に議案の審議を進めていただくため、既に66種131点の中学校用教科書見本はもちろのこと、教科書採択資料及び教科書調査研究資料などの資料についてもあらかじめ御自宅等に送付させていただいております。これらの各種資料等を参考にされまして、採択する教科書を十分御自分で御検討いただき、各自御意見を整理いただいているものと思ひます。

そこで、委員の方々からの投票の前に、全教科を一括して何か御意見があれば表明していただく機会を設け、その後、審議を行いたいと思ひます。

なお、投票の結果、票が割れた場合にも意見表明の機会を設けておりますので、御希望があれば御発言いただきたいと思ひます。

以上、都立中学校等で使用する文部科学省検定済教科書の採決の方法等につきまして御説明申し上げましたが、このような方法でよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——

次に、協議事項の（２）、平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についてであります。都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、法令の規定に基づき、平成23年度から平成26年度まで

同一の教科書を採択することになっておりますので、資料に記載の教科書を一括して採択したいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

次に、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書に関しては、今年度は採択替えとなっております。都立中学校等で使用する文部科学省検定済教科書の採決の方法と同様に、種目別に、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校の三つの学校種別ごとに、文部科学省検定済教科書の中から、各委員が採択すべきと考える教科書を無記名で御投票いただきたいと存じます。また、決定につきましては、多数決で決定し、過半数の票を得た教科書がない場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第3項により、委員長である私が最終的に決定することにさせていただきます。

以上、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書の採決の方法等について説明申し上げました。本質的に都立中学校等と同様の方法ですが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

また、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）につきましても、例年どおり、資料に記載の教科書を一括して採択したいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、お認めいただいたということで処理をさせていただきます。

以上で協議は終了しまして、引き続き、議案を追加上程し、審議を行いたいと存じます。

事務局、よろしく申し上げます。

議 案

第61号議案から 平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について
第210号議案まで

第211号議案から 平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学
第258号議案まで 部使用教科書の採択について

【委員長】 それでは、追加上程といたしました件について審議を始めたいと存じます。資料が多岐にわたっておりますので御注意いただきたいと思います。第61号議案から第210号議案まで、平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択につきまして、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 ただいま配付されました第61号から第210号議案資料を御覧ください。平成24年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についてです。

文部科学省検定済教科書の採択については、表中の議案番号第61号から第210号議案です。

2ページを御覧いただきますと、議案番号の内訳が載っております。第61号議案から第70号議案までが都立白鷗高等学校附属中学校ほか9校の国語です。以下、書写から英語まで同様に10校分が並んでおります。無償措置法の規定によりまして、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）につきましては、学校ごと、種目ごとに1種の教科書の採択を行っていただくこととなっております。

4ページは、文部科学省検定済教科書発行者一覧です。この一覧に記載された発行者の中から、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）10校について、全15種目について教科書の採択を行っていただきたいと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問がございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、第61号議案から第210号議案まで、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用いたします文部科学省検定済教科書について審議を行います。

10校の学校ごと、種目ごとに議案として無記名投票によって採決いたしますが、投票に先立ちまして、何か御意見等がございますか。

【内館委員】 内容の問題では全くないのですが、毎回、採択のたびに丁寧に全て

の教科書をチェックして思うのですが、今年も、さすがにこれはどうかなと思ったのは、余りにもレイアウトがうるさすぎることです。全部をぎゅうぎゅうに詰めているばかりか、写真とイラストと漫画、それに最近ゆるキャラまで入っています。また、大事なところには最初からアンダーラインが引いてあったり、字の色を変えてあったりします。これは、教科書という硬いイメージを払拭して、より生徒に親んでもらおうという工夫の表れだろうとは思いますが、余りにもレイアウトが騒々しくて、必要のない写真が多すぎて、それに漫画が入って、ゆるキャラが入って、アンダーラインが入って、字の色が変わっています。アンダーラインというのは、本来、生徒が自分で引くものですし、字の色を変えるのも自分でマーカーするものであろうと思います。それから、英語では、例えば「dog（ドッグ）」とカタカナが振ってあったりします。ここまでの騒々しい工夫が果たして要るのだろうかと思いました。

私は、丁寧にページをめくりながら、これでは学ぶ生徒たちが、もうわけがわからないのではないかと思いました。後ろの方を見ましたら、プロの集団がレイアウトし、編集デザインをしているわけですが、プロの集団が喜んでこのデザインをしたとは、私、美大卒の端くれとして思えません。ということは、どこかから、これだけのものを全部入れてくれ、こうしてくれ、などの要望があるのではないかと感じました。

どの教科書も全てそうですが、もう一度、生徒のために、きちんとしたレイアウトをして学ばせる必要があるということを考え直していただかないといけないのではと思いました。イラストを見ると、漫画の場合は指を立てて「わかるかな」と言っているんですね。それから、腕を組んで、「わからないわ」と悩んで、顔に汗が出ていたりするわけです。こうした漫画が要るでしょうか。

地図帳などにしても、私は自分が中学生のときの地図帳を今でも持っているので比べてみましたら、昔の中学校用の地図の方がずっとわかりやすいです。これは実際にあったわけではありませんが、例えば、南極や北極に流氷の絵が描いてあったり、ペンギンの絵が描いてあったり、飛行機が飛ぶ絵が描いてあったり、これが要るだろうかと思いました。私は、日本の子供はここまでしなければ教科書を開かないほど勉強をしないとは思っていません。

これは全ての科目の教科書に言えることですが、つくづく、ここは教科書をつくる

大人たちが抜本的に考え直す必要があると思いますので、申し上げておきたいと思えます。

以上です。

【竹花委員】 内館委員の意見に全面的に賛成します。選ばなければいけないので選んでいますが、子供たちに考える力、あるいは、いろいろ応用する力が大事であると言われているのに、これでもかというくらいで、それはやはり考える力を養う教科書とは違う方向ではないかと思いました。

教科書を作成する方々には、中身もさりながら、子供たちが今置かれている教育の課題に応えるような教科書の表現の在り方について一工夫してくださるよう、この場で期待を表明したいと思います。よろしく申し上げます。

【委員長】 私も同感です。日本の場合、教科書は無償ですから予算に限りがあるということで1ページに内容を詰め込んでしまうことや、また、イラスト等を多くして生徒をひきつけようとする今の時代の流れに迎合しているということもあるかと思えます。前に御紹介申し上げましたが、ある企業が世界中の教科書を集めていまして、私はそれを見せていただきました。私はイギリスにいましたので英国の教科書なども見っていますが、外国の教科書はゆったりしていますね。ほとんどの教科書が大判で、内館委員がおっしゃったような漫画などはほとんど入っていない。多少イラストに近いものがありますが、非常にゆったりしています。日本の教科書を見ていると、満員電車で詰め込まれたような感じがしますね。

つい最近、ケンブリッジで作成している教科書を1シリーズ見ましたが、やはりゆったりしているという感じを得ましたので、何か工夫していく必要があることを、徐々に我々の声として中央に向かって上げていく必要があるのではないかと思います。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、早速ですが、第61号議案から第210号議案まで、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について、無記名投票による採決を行います。

第61号議案から第210号議案までの投票用紙の配付をお願いいたします。投票用紙は14枚あります。配られてから御説明いたします。

【委員長】 御確認いただきたいと思います。1枚目が国語、2枚目が書写、3枚目が社会（地理的分野）、4枚目が社会（歴史的分野）、5枚目が社会（公民的分野）、6枚目が地図、7枚目が数学、8枚目が理科、9枚目の左側が音楽（一般）、右側が音楽（器楽合奏）、10枚目が美術、11枚目が保健体育、12枚目が技術・家庭（技術分野）、13枚目が技術・家庭（家庭分野）、14枚目が英語です。

それでは、早速ですが、御投票いただきたいと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、回収をお願いいたします。

【委員長】 ただいま御記入いただきました、第61号議案から第210号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用いたします文部科学省検定済教科書につきましては、現在集計をしておりますので、その他の教科書採択について審議を進めたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

【委員長】 追加上程の第211号議案から第258号議案までについての審議を行います。平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書の採択についてであります。説明は、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 お手元の第211号から第258号議案資料に基づいて御説明申し上げます。

まず、第211号から第255号議案についての説明を行い、一旦、区切らせていただきます。

1の文部科学省検定済教科書の採択についてです。表中の議案第211号から第255号議案の欄を御覧ください。都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択替えについてです。裏面の2ページには、議案番号の内訳が載っております。第211号議案から第213号議案までが国語で、以下、書写から英語まで同様に並んでおります。実際に教科書を使用する生徒の実態により、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校の三つの学校種別に分けたので、これらの学校種別ごとに適した教科書の採択を行っていただきます。

4ページを御覧ください。文部科学省検定済教科書発行者一覧の表に記載された発行者の中から、学校種別、種目ごとに1種の教科書の採択を行っていただきます。

なお、視覚障害特別支援学校におきましては、点字教科書が出版される種目は、国語、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、英語です。これらの種目においては、点字教科書の原典となる教科書を採択することとなります。

特別支援学校の議案については、第211号議案から第255号議案の中学部で使用する文部科学省検定済教科書までということで、一旦、切らせていただきます。

第256号議案以降につきましては、後ほど御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、ただいま御説明がありましたように、第211号議案から第255号議案まで、都立特別支援学校の中学部で使用します文部科学省検定済教科書の採択について、無記名による投票・採決を行います。

第211号議案から第255号議案まで、投票用紙の配付をお願いいたします。また、前回と同じように、投票用紙は14枚です。お手元にお配りいたしましてから確認させていただきます。

【委員長】 確認いたします。1枚目が国語、2枚目が書写、3枚目が社会（地理的分野）、4枚目が社会（歴史的分野）、5枚目が社会（公民的分野）、6枚目が地図、7枚目が数学、8枚目が理科、9枚目の左側が音楽（一般）、右側が音楽（器楽合奏）、10枚目が美術、11枚目が保健体育、12枚目が技術・家庭（技術分野）、13枚目が技術・家庭（家庭分野）、14枚目が英語です。

それでは、14枚の投票用紙がお手元に届いておりますので、早速ですが、御記入をお願いいたします。

【委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、回収してください。

（投票用紙回収）

【委員長】 以上、御投票いただきました。

引き続き、第256号議案から第258号議案まで、平成24年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書の採択について、説明を、指導部長、お願いいた

します。

【指導部長】 まず、第256号議案について御説明申し上げます。

文部科学省検定済教科書の採択について、表中の第256号議案、都立特別支援学校の小学部の採択です。平成24年度に都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書については、平成23年度使用教科書と同一の教科書を採択することとなっております。

平成23年度に使用している小学部の教科書については、議案資料の6ページを御覧ください。6ページに別紙として小学部の使用教科書について記載してあります。

議案資料の1ページにお戻りいただき、続きまして、文部科学省著作教科書について御説明申し上げます。

文部科学省著作教科書の採択についてですが、第257号議案、平成24年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書については、「平成24年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）文部科学省著作教科書一覧」のとおり採択するものでありまして、議案資料の8ページから13ページまでが文部科学省著作教科書一覧となっております。

議案資料の1ページにお戻りいただき、続きまして、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の採択についてです。第258号議案、平成24年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する一般図書については、「平成24年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）附則第9条図書一覧」のとおり採択するものでありまして、議案資料の16ページから44ページの最終ページまで、附則9条の図書一覧が記載されております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。

まず第256号議案、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択についてです。御説明のとおり、平成23年度使用教科書と同一の教科書を平成26年度まで使用することになっております。東京都教科用図書選定審議会の答申では、「平成23年度使用都立特別支援学校（小学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」を採択案とするとしていますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

引き続き、第257号議案、文部科学省著作教科書についてです。審議会答申では、「平成24年度使用特別支援学校用（小学部・中学部）文部科学省著作教科書一覧」を採択案とするとしておりますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

最後に、第258号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）についてです。審議会答申では、「平成24年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）附則第9条図書一覧」を採択案とするとしておりますが、これでもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

それでは、以上3件、東京都教科用図書選定審議会答申のとおりとさせていただきます。

以上で、都立特別支援学校の小学部及び中学部並びに都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程で使用いたします教科書の議案の審議が全て終了いたしました。現在、投票していただいた結果については集計中ですので、準備が出来次第、一覧表をお配りすることにいたします。

この間を利用しまして、残りの議題について審議を続けたいと思います。

報 告

（1）都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について

【委員長】 報告事項（1）、都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について、説明を、都立学校教育部長、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 報告資料（1）、「都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について」を御覧ください。

予算見積りの際に概略を御説明した内容ですが、予算が確定し、実施の段階に入りましたので改めて報告いたします。今年度の主な工事は、都立第五商業高等学校、都立鷲宮高等学校、都立小岩高等学校、都立港地区第二特別支援学校（仮称）の4校の改築及び改修工事です。

それぞれの工事概要の説明の前に、資料1ページの2以下について御説明いたしま

す。

「2 これまでの経緯と今後の工事予定」ですが、当該4校はいずれも大規模な工事案件のため、財務局において基本設計や実施設計を進めております。財務局の積算に基づき委任元である教育庁が予算要求を行いました。第1回都議会定例会で予算案が議決・確定したため、今年4月に財務局へ予算の執行委任を行いました。今後は、財務局において仮契約を締結し、その後、都議会の議決を得て契約締結となります。契約締結後は、財務局が竣工まで施工監理を行いますが、その間、教育庁は委任元として、学校を使う側として、詳細について意見を申し述べたり、協議を受けたりという形で関わっていくことになります。

「3 都立学校における改築・大規模改修の計画の考え方」です。既存建物については、建築年数、老朽度合いを基本として計画的に整備を行いますが、既存建物は東京都全体の「主要施設10ヵ年維持更新計画」に基づいて工事を行います。今回は、都立第五商業高等学校、都立鷺宮高等学校、都立小岩高等学校の3校が該当します。また、新規施設となる都立港地区第二特別支援学校（仮称）は、特別支援教育推進計画に基づき設置するものです。

「4 環境改善の取組」ですが、改築や大規模改修は、都の施設を環境負荷が少ないものにしていく絶好の機会でもありますので、この機会を捉えて、都の全体計画に基づいて取組を進めております。実施計画として、「省エネ東京仕様2007」を定めており、これは都の施設を最高水準の省エネ仕様に転換していこうとして定めた指針で、これを全面的に適用する考えです。具体的には、校庭の芝生化、屋上緑化、太陽光発電など、記載してある取組を可能な限り実施してまいります。

ただ、校庭芝生化につきましては、都立高校の場合、グラウンドは、体育の授業はもちろんですが、野球やサッカーなどスパイクを用いる部活などでの使用頻度が高いため、天然芝はもたないということがあり、都立高校の場合、グラウンドの周辺部、校舎と校舎の間など、1校当たり2,000平米くらいになりますが、芝生化を進めていくことにしております。

「5 災害への対応」ですが、施設改修については今回の震災以前から取り組んでおり、都立学校の場合、平成22年度末で全ての都立学校の耐震基準はクリアしており

ます。ただ、今回の震災でも、建物の躯体ではなく非構造部材である天井材や外壁、照明器具などが落ちたということがありましたので、これは施工方法に関わることで、非構造部材の耐震化についての取組を今後は進めていきたいと考えております。そのほか、非常用電源の確保、電力供給が停止した場合の給水の確保、LEDなどの新しい技術を用いた省エネ型設備の導入に取り組んでいくこととしております。

報告資料（１）を１枚おめくりいただきまして、A3判の別紙１に４校の工事案件概略を記載してあります。「工事の概要」の欄を御覧ください。まず都立第五商業高等学校は、昭和30年代に建てた校舎に増築を重ねてきたもので全体的に老朽化が著しく進んでおり、全面改築いたします。商業高校ですので、特色ある施設として、情報処理室や総合実践室を整備してまいります。

都立鷺宮高等学校も古い校舎と新しい校舎が混じっており、昭和30年代、40年代の校舎は改築し、昭和50年代の校舎、武道場、プール棟は改修して使用していくこととしております。特色ある施設として、多目的な活動の場としての視聴覚ホールなどを整備いたします。

都立小岩高等学校については、昭和50年代の校舎ですので、校舎は改築ではなく大規模改修を行います。プール棟、弓道場は古くなっておりますので改築いたします。

都立港地区第二特別支援学校（仮称）については、旧都立赤坂高等学校の跡地を利用した、知的障害教育部門の小・中学部の学校です。こちらは全面改築いたします。特色ある施設として、学年スペース、多目的スペースを、生徒の社会性を育てるための集団活動を行いやすいようにということで整備いたします。

以上が概略で、資料として、この後に、案内図、平面図、竣工予想図を添付させていただきます。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問がございますか。

【内館委員】 報告資料（１）の１枚目、「４ 環境改善の取組」の中に「具体的な取組」という項目がありまして、これは全部よくわかります。人感センサーはどのような場所にお付けになるつもりなののでしょうか。

【都立学校教育部長】 人の動きで照明がつくものです。

【内館委員】　　そういうものが必要ですか。もちろん、節電にちなみ、そういったものが必要かもしれませんが。何かメリットがありますか。

【都立学校教育部長】　　これを実際に設置するのはトイレです。人がいないのに照明がつけっぱなしになっていると無駄ですので、人がいるときだけ照明がつくようにと。節電の効果を高めるという一環でございます。

【内館委員】　　センサーを付けることによって、例えば、出るときには消しましょう、人がいないときには消しましょう、というしつけを徹底するよりも、人感センサーを設置した方が節電になるのですか。

【都立学校教育部長】　　確かに、指導の範囲でできる部分がありますが、現実には、人感センサーを設置した方が節電になります。

【内館委員】　　今、入るとぼわあつとついて、出ていくとぼわあつと消えるというものがありますね。それを設置するということですね。

【都立学校教育部長】　　はい、そうです。

【内館委員】　　効果がないのにそこまでする必要があるのかなと思ったものですが、メリットがあり、節電になるということで大丈夫ですね。

【都立学校教育部長】　　はい。

【委員長】　　ほかにございますか。どうぞ。

【川淵委員】　　竣工予想図を見て、芝生のグラウンドがないので少しがっかりしたのですが、やはり高校は、使用頻度その他から考えると、早く傷むから難しいということがあっても、トラックの中だけなど、周辺は少し芝生化することを計画しておられるわけですか。

【都立学校教育部長】　　はい。

【川淵委員】　　緑があると、間違いなく学校の印象がまるで変わります。一番活動するところは無理でも、可能な限り芝生を、トラックの周辺その他、あるいは、トラックの中を敷き詰めるということで、後にどういう影響があるか、それによってまた新たな考え方も出てくると思うので、初めから諦めずに取り組んでほしいと思います。

【都立学校教育部長】　　わかりました。資料では、最後に都立港地区第二特別支援学校（仮称）の竣工予想画が載っておりまして、こちらのグラウンドは全面芝生化で

きるのですが、高等学校については、今のところは難しいかと思っております。

【川淵委員】 やはり1人当たりの面積が15平米ないと芝生がなかなかもたないということがあるにしても、トラックの中だけでもかなり変わると思います。いろいろと芝生化された京都の特別支援学校を見に行ったことがあります。子供たちは、そういう特別支援学校ならではの喜び方をするので、特別支援学校のグラウンドは是非芝生化した方がいいと思います。

【都立学校教育部長】 特別支援学校につきましては、今、川淵委員がおっしゃいましたとおり、既に幾つかの学校で全面芝生化が実施されておりますし、新しく整備する学校は全面芝生化していく予定です。

高等学校につきましては、今、グラウンド本体は、これまでの経験からするとなかなか難しいと思いますが、実際には、グラウンド以外の学校の敷地内に芝生化の余地がありますので、そういうところで取り組んでいきたいと考えております。

【委員長】 日本は、芝生の研究が欧米に比べると50年くらい遅れていると言われております。日本は、夏は暑く、冬は寒くて霜が降りるということで、条件は悪いのですが、もっと丈夫な芝生を開発すれば、サッカー場なども自然の芝生が使えるのではないかと思います。

【川淵委員】 今、いろいろと良い品種がありますからね。

【委員長】 問題は、新しく開発された品種が高価なことですね。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——はい、ありがとうございました。それでは、報告として承ったことにさせていただきます。

(2) 平成23年度重点支援校の追加指定について

【委員長】 報告事項(2)、平成23年度重点支援校の追加指定について、説明を、同じく都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 報告資料(2)を御覧ください。重点支援校制度は、改革や改善を進めている都立高校を重点支援校として指定して必要な支援を行い、中堅校の活性化を図っていく制度で、平成15年度から始めて、毎年10校前後を指定しており

ます。平成23年度においても既に8校を指定しておりまして、資料の最下段の「参考」に学校名を記載してあります。

追加指定の理由ですが、重点支援校制度をこれまで長く実施してきた関係で、ややマンネリ化のきらいもあり、学校の取組内容が似通ってきたり、また、真に改善が必要な学校が取り残されるなどの課題がありまして、先進的な取組を行う計画が現にある学校について、改善に向けた取組に速やかに着手したいということで、今回追加指定を行うものであります。

今回の追加指定の学校は3校で、都立板橋有徳高等学校、都立上野高等学校、都立江北高等学校です。

資料の2枚目の真ん中、「先進的取組」の欄を御覧ください。都立板橋有徳高等学校は普通科の単位制高校ですが、国語、数学、英語の全科目で習熟度別多展開授業を行うための学習指導の基準と方法、この段階であればこの内容はどのような進め方で、いつまでにどういうことを教えるのかという基準を開発しようというものです。

都立上野高等学校と都立江北高等学校については、両校とも地域の伝統校で、地元の公立中学校との連携授業を計画しており、教員を中学校に派遣して、特に学力上位層の中学生を対象とした授業や演習などを行い、地域との連携を深めていく取組を進めたいという計画を立てております。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、支援内容としては、学校経営支援センターによる重点訪問、人事面では、公募制人事や校長の人事構想に基づく定期異動、指導主事の派遣などを行いまして、教育庁本庁各部、学校経営支援センターや教職員研修センターが学校に対して必要な指導・助言・支援を行いたいと考えております。学校任せにせず、教育庁としてもきちんと支援していきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 何か御質問がございますか。

よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、この件については報告として承ったことにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

8月25日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

次回の教育委員会定例会は8月11日の予定ですが、現在のところ、議題がない見込みでございます。次々回は8月25日木曜日、午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

以上です。

【委員長】 ただいま御説明のありましたとおり、8月11日は、現在のところ議題等がございませんので、この場で8月11日の教育委員会は開催しないということを決めたいと思いますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、そのように決めさせていただきます。

【委員長】 投票結果が出たようですので、投票結果一覧を配付してください。

【委員長】 全員に行き渡りましたか。

指導部長、投票結果について説明してください。

【指導部長】 第61号議案から第210号議案、都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書について、先ほど投票していただきました結果を集約しまして、「平成24年度使用 都立中学校及び中等教育学校(前期課程)文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてあります。

委員の意見が一致したものは、第72号議案の都立小石川中等教育学校(前期課程)及び第80号議案の都立三鷹中等教育学校(前期課程)の書写、第111号議案から第120号議案までの都立白鷗高等学校附属中学校ほか9校の地図、第141号議案から第150号議案までの都立白鷗高等学校附属中学校ほか9校の音楽(一般)です。その他につきましては、委員の意見は一致いたしませんでした。

以上です。

【委員長】 それでは、1件ずつ進めます。1ページを御覧ください。

まず国語の投票結果です。

議案第61号、都立白鷗高等学校附属中学校は、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第62号、都立小石川中等教育学校（前期課程）も同じく、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第63号、都立両国高等学校附属中学校は、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第64号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）も、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第65号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）も同じく、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第66号、都立武蔵高等学校附属中学校は、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第67号、都立富士高等学校附属中学校は、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第68号、都立大泉高等学校附属中学校は、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第69号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

議案第70号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、光村5、学図1ですので、光村に決定いたします。

国語は以上です。

次に、書写です。

第72号議案の都立小石川中等教育学校（前期課程）及び第80号議案の都立の三鷹中等教育学校（前期課程）については全員一致で大日本に決定いたします。

議案第71号、都立白鷗高等学校附属中学校は、大日本5、東書1ですので、大日本に決定いたします。

議案第73号、都立両国高等学校附属中学校は、大日本5、東書1ですので、大日本に決定いたします。

議案第74号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、大日本5、教出1ですので、大日本に決定いたします。

議案第75号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、大日本5、教出1ですので、大日本に決定いたします。

議案第76号、都立武蔵高等学校附属中学校は、大日本5、教出1ですので、大日本に決定いたします。

議案第77号、都立富士高等学校附属中学校は、大日本5、教出1ですので、大日本に決定いたします。

議案第78号、都立大泉高等学校附属中学校は、大日本5、教出1ですので、大日本に決定いたします。

議案第79号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、大日本5、教出1ですので、大日本に決定いたします。

書写は以上です。

次に、社会（地理的分野）に移ります。

議案第81号、都立白鷗高等学校附属中学校は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第82号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第83号、都立両国高等学校附属中学校は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第84号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第85号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第86号、都立武蔵高等学校附属中学校は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第87号、都立富士高等学校附属中学校は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第88号、都立大泉高等学校附属中学校は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第89号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

議案第90号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、日文5、東書1ですので、日文に決定いたします。

次に、社会（歴史的分野）に移ります。

議案第91号、都立白鷗高等学校附属中学校は、育鵬社4、教出1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第92号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、育鵬社4、東書1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第93号、都立両国高等学校附属中学校は、育鵬社4、東書1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第94号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、育鵬社4、教出1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第95号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、育鵬社4、教出1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第96号、都立武蔵高等学校附属中学校は、育鵬社4、東書1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第97号、都立富士高等学校附属中学校は、育鵬社4、東書1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第98号、都立大泉高等学校附属中学校は、育鵬社4、教出1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第99号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、育鵬社4、教出1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第100号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、育鵬社4、東書1、自由社

1 で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

次に、社会（公民的分野）に移ります。

議案第101号、都立白鷗高等学校附属中学校は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第102号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第103号、都立両国高等学校附属中学校は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第104号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第105号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第106号、都立武蔵高等学校附属中学校は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第107号、都立富士高等学校附属中学校は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第108号、都立大泉高等学校附属中学校は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第109号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

議案第110号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、育鵬社 5、自由社 1 で、育鵬社に決定いたします。

地図は、議案第111号から議案第120号まで、全員一致によりいずれも帝国に決定いたします。

次に数学です。

議案第121号、都立白鷗高等学校附属中学校は、学図 5、東書 1 で、学図に決定いたします。

議案第122号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、学図 5、東書 1 で、学図

に決定いたします。

議案第123号、都立両国高等学校附属中学校は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

議案第124号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

議案第125号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

議案第126号、都立武蔵高等学校附属中学校は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

議案第127号、都立富士高等学校附属中学校は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

議案第128号、都立大泉高等学校附属中学校は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

議案第129号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

議案第130号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、学図5、東書1で、学図に決定いたします。

次は理科です。

議案第131号、都立白鷗高等学校附属中学校は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第132号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第133号、都立両国高等学校附属中学校は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第134号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第135号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第136号、都立武蔵高等学校附属中学校は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第137号、都立富士高等学校附属中学校は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第138号、都立大泉高等学校附属中学校は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第139号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

議案第140号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、啓林館4、大日本1、教出1で、啓林館に決定いたします。

次に音楽（一般）は、御覧いただきますとおり、議案第141号から議案第150号まで、全員一致で教出に決定いたします。

次に音楽（器楽合奏）に移ります。

議案第151号、都立白鷗高等学校附属中学校は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第152号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第153号、都立両国高等学校附属中学校は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第154号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第155号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第156号、都立武蔵高等学校附属中学校は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第157号、都立富士高等学校附属中学校は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第158号、都立大泉高等学校附属中学校は、教出4、教芸2で、教出に決定い

たします。

議案第159号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

議案第160号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、教出4、教芸2で、教出に決定いたします。

次に美術です。

議案第161号、都立白鷗高等学校附属中学校は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第162号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第163号、都立両国高等学校附属中学校は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第164号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第165号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第166号、都立武蔵高等学校附属中学校は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第167号、都立富士高等学校附属中学校は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第168号、都立大泉高等学校附属中学校は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第169号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

議案第170号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、光村5、開隆堂1で、光村に決定いたします。

次に保健体育に移ります。

議案第171号、都立白鷗高等学校附属中学校は、東書5、学研1で、東書に決定い

たします。

議案第172号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第173号、都立両国高等学校附属中学校は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第174号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第175号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第176号、都立武蔵高等学校附属中学校は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第177号、都立富士高等学校附属中学校は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第178号、都立大泉高等学校附属中学校は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第179号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

議案第180号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、東書5、学研1で、東書に決定いたします。

次に技術・家庭（技術分野）に移ります。

議案第181号、都立白鷗高等学校附属中学校は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第182号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第183号、都立両国高等学校附属中学校は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第184号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第185号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第186号、都立武蔵高等学校附属中学校は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第187号、都立富士高等学校附属中学校は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第188号、都立大泉高等学校附属中学校は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第189号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

議案第190号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、教図5、開隆堂1で、教図に決定いたします。

次に技術・家庭（家庭分野）に移ります。

議案第191号、都立白鷗高等学校附属中学校は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第192号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第193号、都立両国高等学校附属中学校は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第194号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第195号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第196号、都立武蔵高等学校附属中学校は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第197号、都立富士高等学校附属中学校は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第198号、都立大泉高等学校附属中学校は、東書5、開隆堂1で、東書に決定

いたします。

議案第199号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

議案第200号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、東書5、開隆堂1で、東書に決定いたします。

次に英語に移ります。

議案第201号、都立白鷗高等学校附属中学校は、三省堂4、東書1、教出1で、過半数を取った三省堂に決定いたします。

議案第202号、都立小石川中等教育学校（前期課程）は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第203号、都立両国高等学校附属中学校は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第204号、都立桜修館中等教育学校（前期課程）は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第205号、都立立川国際中等教育学校（前期課程）は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第206号、都立武蔵高等学校附属中学校は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第207号、都立富士高等学校附属中学校は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第208号、都立大泉高等学校附属中学校は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第209号、都立南多摩中等教育学校（前期課程）は、三省堂5、東書1で、三省堂に決定いたします。

議案第210号、都立三鷹中等教育学校（前期課程）は、三省堂4、東書1、教出1で、過半数を取った三省堂に決定いたします。

次に、「平成24年度使用都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」を御覧ください。まず、指導部長から説明をお願いします。

【指導部長】 議案第211号から議案第255号、都立特別支援学校（中学部）について御説明いたします。

先ほど投票していただきました結果を集約して、「平成24年度使用都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてあります。

国語の第211号議案、視覚障害特別支援学校は、点字教科書の原典ですので光村を採択することになります。

委員の意見が全員一致したものとして、議案第214号から議案第216号の書写です。

議案第217号、議案第220号、議案第223号、視覚障害特別支援学校は、点字教科書の原典ですので記載どおり採択することになります。

委員の意見が全員一致したものとして、議案第226号から議案第228号までの地図があります。

数学の議案第229号、理科の議案第232号、音楽（一般）の議案第235号については、点字教科書の原典となる教科書を採択するというで記載どおりです。

委員の意見が全員一致したものは、音楽（一般）の議案第236号及び議案第237号です。

音楽（器楽合奏）の議案第238号は、点字教科書の原典ですので記載どおりの採択となります。

音楽（器楽合奏）の議案第239号及び議案第240号については、委員全員一致となっております。

保健体育の議案第244号、技術・家庭（技術分野）の議案第247号、技術・家庭（家庭分野）の議案第250号、英語の議案第253号については、点字教科書の原典ですので、記載のとおりです。

説明は以上です。

【委員長】 それでは、1件ずつ点検してまいります。

点字教科書の原典については、指導部長から御説明がありましたので説明を省略させていただきます。

国語から参ります。

議案第212号、聴覚障害特別支援学校は、三省堂5、学図1ですので、三省堂に決

定いたします。

議案第213号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、三省堂5、学図1ですので、三省堂に決定いたします。

書写については、議案第214号から議案第216号まで全員一致ですので、大日本に決定いたします。

社会（地理的分野）に移ります。

議案第218号、聴覚障害特別支援学校は、教出5、東書1ですので、教出に決定いたします。

議案第219号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、教出4、東書1、帝国1で、過半数を取った教出に決定いたします。

社会（歴史的分野）に移ります。

議案第221号、聴覚障害特別支援学校は、育鵬社4、帝国1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定いたします。

議案第222号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、育鵬社4、教出1、自由社1で、過半数を取った育鵬社に決定します。

社会（公民的分野）に移ります。

議案第224号、聴覚障害特別支援学校は、自由社3、育鵬社2、東書1と分かれておりまして過半数を取ったところはありませんが、多数決で自由社に決定いたします。

議案第225号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、自由社4、東書1、育鵬社1で、過半数を取った自由社に決定いたします。

地図については全員一致ですので、帝国に決定いたします。

次に数学に移ります。

議案第230号、聴覚障害特別支援学校は、学図5、東書1ですので、学図に決定いたします。

議案第231号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、学図5、東書1ですので、学図に決定いたします。

理科に移ります。

議案第233号、聴覚障害特別支援学校は、大日本4、学図1、教出1ですので、過

半数を取った大日本に決定いたします。

議案第234号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、啓林館5、教出1ですので、啓林館に決定いたします。

音楽（一般）及び音楽（器楽合奏）の聴覚障害者特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校については全員一致ですので、教出に決定いたします。

美術に移ります。

議案第241号、視覚障害特別支援学校は、日文5、開隆堂1ですので、日文に決定いたします。

議案第242号、聴覚障害特別支援学校は、日文4、開隆堂2ですので、日文に決定いたします。

議案第243号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、開隆堂5、日文1ですので、開隆堂に決定いたします。

保健体育に移ります。

議案第245号、聴覚障害特別支援学校は、東書4、学研2ですので、東書に決定いたします。

議案第246号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、学研5、東書1ですので、学研に決定いたします。

技術・家庭（技術分野）に移ります。

議案第248号、聴覚障害特別支援学校は、教図5、開隆堂1ですので、教図に決定いたします。

議案第249号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、教図5、開隆堂1ですので、教図に決定いたします。

技術・家庭（家庭分野）に移ります。

議案第251号、聴覚障害特別支援学校は、東書5、開隆堂1ですので、東書に決定いたします。

議案第252号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、東書4、教図1、開隆堂1で、過半数を取った東書に決定いたします。

英語に移ります。

議案第254号、聴覚障害特別支援学校は、開隆堂3、三省堂2、東書1で、過半数を取ったところはありませんが、多数決で開隆堂に決定いたします。

議案第255号、肢体不自由・病弱特別支援学校は、学図5、東書1ですので、学図に決定いたします。

以上で追加上程いたしました教科書の決定については、ただいまのとおり全て決定させていただきますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

以上で、本日の教育委員会を終了させていただきます。

引き続き非公開の審議を行います。

少し休憩します。

(午前11時11分)